

留学生交流促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、海外からの留学生の受入れとともに、国際交流、多文化共生の促進など本県の国際化や外国人材の県内就労等の促進を視野に、海外で開催される留学フェアへの出展や出前講座の開催などの高等教育機関等が取り組む事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2条 この補助金は、別紙の基準により交付するものとする。ただし、別紙に定める補助事業者等（複数の事業者で構成される補助事業者等においては構成する全ての事業者）は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 交付決定額の変更を申請する場合の申請書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(変更の承認)

第4条 規則第5条第1項第1号の規定による経費の配分の変更又は規則第5条第1項第3号の規定による内容の変更について、知事の承認を受けようとする場合に

は、あらかじめ別記様式第3号による事業の内容変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第5条第1項第1号及び第3号の知事が定める軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められる変更であって、補助金の増額を伴わないものとする。

(中止又は廃止の承認申請)

第6条 規則第5条第1項第4号の規定により当該事業を中止し又は廃止しようとする場合には、あらかじめ別記様式第4号による当該事業の中止又は廃止承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を変更することがある。

(遅延報告)

第8条 規則第5条第1項第5号の規定により知事の指示を求める場合には、当該事業の遂行状況及び当該事業が予定期間内に完了しない理由又はその遂行が困難となった理由を記載した書類を速やかに知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、別記様式第5号により作成し、提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別記様式第6号に対象経費に係る支払証拠書類の写しを添えて知事に提出しなければならない。ただし、支払証拠書類の写しを当該期日までに提出できないときは、別記様式第7号を知事に提出しなければならない。

(附則)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、外国人留学生獲得支援事業補助金交付要綱（以下「廃止対象要綱」と総称する。）は廃止する。
- 3 附則2による廃止前の廃止対象要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別紙

1 対象者

新潟県内に事務局を有する高等教育機関及び私立専修学校・各種学校
(以下「高等教育機関等」)

2 対象事業

海外からの留学生の受入れに資する以下の事業。また、海外からの留学生の受入れを通じ、国際交流、多文化共生の促進など本県の国際化や外国人材の県内就労等の促進に向けた取組を行う計画があること。なお、対象国・地域の範囲は、日本の高等教育機関等への在留資格「留学」取得が見込まれる国・地域とする。

- ① 現地で開催される留学フェアへの出展事業
- ② 現地で高等教育機関等が実施する留学フェアの開催事業
- ③ 留学生の受入れ促進を目的として、現地の教育機関等で新潟県の紹介と併せて模擬授業又は体験日本語講座等を開催する事業
- ④ 学校間マッチング（連携協定締結等に向けた現地の学校等との打合せ）

なお、本補助金とは別に、国、新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構、公益財団法人新潟県国際交流協会を含む。）又は市町村から補助金等が支出されている事業は対象外とする。

3 対象経費

対象事業の実施に直接必要となる以下の経費を補助対象とする。なお、消費税は補助対象とはしない。

○上記①の場合

- ・会場借上料、ブース設営費、広告費、印刷物作成費
- ・その他共通経費（主催者から参加者全員に対して一律に請求される経費）
- ・留学フェア参加にかかる高等教育機関等の旅費（食糧費は含まない）
- ・留学フェア当日の通訳費

○上記②の場合

- ・会場借上料、会場設営費（ブース・会場看板等）、広告費、印刷物作成費、現地スタッフ費（受付、通訳等）
- ・旅費（食糧費は含まない）

留学フェア開催を外部に一括委託する場合は、委託額のうち上記費用部分に限り対象経費とする。

○上記③の場合

- ・印刷物作成費、旅費、出前講座における通訳費

○上記④の場合

- ・旅費、通訳費 ※複数校との協議を行う場合を対象とする

4 補助率

1 / 2 以内

5 1校当たりの1年度内の補助限度額

①②300千円、③540千円、④50千円